

福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 福井市浸水防除施設設置費補助金（以下「補助金」という。）は、福井市下水道雨水対策基本計画の計画対象区域において、雨水タンク又は止水板を設置する者に対して補助金を交付することで、浸水被害軽減を図ることを目的とする。その交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）の例による。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水タンク

住宅の雨どいから集水継手により雨水を集め、当該建物敷地内で一時的に100リットル以上の雨水貯留容量を有するものをいう。

(2) 止水板

建物等の出入口等に、浸水に耐える材質（金属製・樹脂製等）で取外し又は移動可能な設備とし、浸水防除機能を有するものをいう。

(3) 止水板設置等工事

止水板の設置及び止水板設置に伴う工事で、次に掲げるものをいう。

ア 止水効果を高めるために行う止水板と接する面の防水工事

イ 止水板との段差を調整するために行う土間コンクリート打設工事

ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、福井市上下水道事業管理者が必要と認める工事

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、福井市下水道雨水対策基本計画の計画対象区域とする。（以下「対象区域」という。）

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、対象区域における建物の所有者又は使用者で、浸水防除施設設置を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては補助金の交付をしない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 下水道使用料又は受益者負担金等を滞納している者

- (3) 設置する土地及び建築物の所有者から同意が得られていない占有者
- (4) 展示又は販売を目的とする者
- (5) 国・地方公共団体その他これらに準ずる公的団体

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる設備であって未使用のものを設置する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項に規定する補助金の額が雨水タンクで100円未満、又は止水板で1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、建物1棟につき雨水タンク及び止水板各1回を限度とする。ただし、第17条に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手するまでに、福井市浸水防除施設設置費補助金申請書（様式第1号）を福井市上下水道事業管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 交付申請の受付は、予算内をもって終了とする。
- 4 第1項の申請書に記載する補助事業完了予定日とは、対象設備の設置工事、対象設備の補助金交付を受ける者への引渡し及び設置工事費の確定の全てが完了する予定の日とする。

(交付決定)

第8条 福井市上下水道事業管理者は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 福井市上下水道事業管理者は、前項に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付する。
 - (1) 補助対象者は、福井市上下水道事業管理者が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときにはこれに応じること。
 - (2) 補助対象者は、福井市上下水道事業管理者が第18条の規定により補

助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

- (3) 補助対象者は、福井市上下水道事業管理者が第19条の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、福井市上下水道事業管理者が指定する期日までに返還すること。
- (4) 補助対象者は、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。
- (5) 補助対象者は、補助事業終了後、市が行う対象設備の使用状況についての調査等に協力すること。

(補助事業の実施)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に規定する交付決定の通知を受けた後、新築及び既築の場合は工事に着工し、建売の場合は対象設備等を設置された建物の引渡しを受け速やかに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容等を変更する場合は、原則としてあらかじめ、福井市上下水道事業管理者に福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の計画変更承認申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 福井市上下水道事業管理者は、補助事業の変更を承認したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、当該補助事業の変更を申請した者に通知するものとする。
- 4 補助事業の変更を行う場合は、補助金の額は増額しない。

(補助事業の中止)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない理由により対象設備等の設置を中止しようとするとき、又は対象設備等が設置された建売住宅の購入を中止しようとするとき等は、福井市上下水道事業管理者に福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 福井市上下水道事業管理者は、補助事業の中止を承認したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認通知書(様式第6号)により、当該補助事業の中止を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業完了実績報告書(様式第7号)を福井市上下水道事業管理者に提出しなければならない。その提出時期は当該年度の3月31日を超えてはならない。
- 2 前項の実績報告書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書には、第7条第4項の規定に準じ、工事着工日及び補助事業完了日を記載しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 福井市上下水道事業管理者は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市浸水防除施設設置費補助金額確定通知書(様式第8号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第14条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市浸水防除施設設置費補助金交付請求書(様式第9号)を福井市上下水道事業管理者に提出しなければならない。

(報告及び協力)

- 第15条 この要綱により補助金を受けた者は、対象設備の機能を保全するため、点検、清掃等適切な維持管理に努めるものとする。

(取得財産等の管理)

- 第16条 第8条第2項第4号の規定において、己の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損、又は滅失したときは、補助金の交付を受けた者は、その旨を福井市上下水道事業管理者に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第17条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案し、別表4に掲げる期間とする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、対象設備を処分しようとするときは、規則第19条の規定により、財産処分承認申請書(様式第10号)を福井市上下水道事業管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 福井市上下水道事業管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 福井市上下水道事業管理者は、前条の規定による補助金の交付決定の取消し又は第17条に規定する財産処分に関し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による当該補助金の返還については、期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、規則第17条の規定により延滞金を徴収するものとする。

(関係図書の保存)

第20条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助事業が完了した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福井市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

別表1 補助対象設備の要件

設備名	要件
雨水タンク	建物の雨どいから集水継手により雨水を集め、当該建物敷地内で一時的に100リットル以上の雨水貯留容量を有するものをいう。
止水板	建物等の出入口等に、浸水に耐える材質（金属製・樹脂製等）で取外し又は移動可能な設備とし、浸水防除機能を有するものをいう。

別表2 補助対象経費（消費税及び地方消費税は除く。）及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	設備規模（内容）	補助金限度額
雨水タンク	雨水タンク本体及び附属部材1式	100リットル以上 500リットル未満	補助対象経費の1/2 または上限20,000円 のうち低い額
		500リットル以上 1000リットル未満	補助対象経費の1/2 または上限45,000円 のうち低い額
		1000リットル以上	補助対象経費の1/2 または上限60,000円 のうち低い額
止水板	止水板設置等工事に係る費用	金属製 樹脂製 その他	補助対象経費の2/3 または上限500,000円 のうち低い額

※ 補助対象者が自ら補助対象設備を製造する場合は、原材料の購入費用を補助対象とする。（別表4に掲げる財産処分の制限期間内は使用できるよう証明書類を添付）また、補助対象者が自ら止水板の設置工事を行う場合は、その費用は補助対象としない。

別表3 添付書類

<p>交付申請書 (様式第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いに関する同意書（納税確認） ・ 通帳の写し ・ 浸水防除施設を設置する場所を示す位置図及び平面図 ・ 浸水防除施設の構造図 ・ 浸水防除施設の設置に要する経費の見積書 ・ 浸水防除施設設置場所の着工前の写真 ・ 浸水防除施設を設置する土地及び建築物の所有者の同意書（土地及び建築物の所有者でない占有者の場合） ・ 浸水防除施設のチェックリスト ・ 上記に掲げる他、福井市上下水道事業管理者が必要と認める書類
<p>計画変更承認申請書 (様式第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容の確認できる契約書、仕様書等の写し
<p>完了報告書 (様式第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等の写し（経費内容がわかるもの） ・ 設置工事前後の写真 ・ 製品型番、製造番号等のわかる保証書等の写し ・ 住民票の写し（転入の場合及び申請者住所が設備設置住所と異なる場合）

別表4 財産処分の制限

設備名	処分の制限
雨水タンク	5年
止水板	10年

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

福井市浸水防除施設設置費補助金申請書

福井市浸水防除施設設置費補助金の交付を受けたいので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1.工事着工予定日	令和 年 月 日		
2.補助事業完了予定日	令和 年 月 日		
3.交付申請額	_____円		
4.設置予定施設	交付申請額算出方法		
□雨水タンク	□100ℓ以上 ～500ℓ未満	円 ※100円未満切捨て	$\frac{\text{円(補助対象経費)} \times 1/2}{\text{または上限 20,000 円のうち低い額}}$
	□500ℓ以上 ～1,000ℓ未満	円 ※100円未満切捨て	$\frac{\text{円(補助対象経費)} \times 1/2}{\text{または上限 45,000 円のうち低い額}}$
	□1,000ℓ以上 ～	円 ※100円未満切捨て	$\frac{\text{円(補助対象経費)} \times 1/2}{\text{または上限 60,000 円のうち低い額}}$
□止水板	□金属製 □樹脂製 □その他	円 ※1,000円未満切捨て	$\frac{\text{円(補助対象経費)} \times 2/3}{\text{または上限 500,000 円のうち低い額}}$

様式第2号（第8条関係）

下管路第 号
令和 年 月 日

様

福井市上下水道事業管理者 印

福井市浸水防除施設設置費補助金交付決定通知書

先に提出のあった上記事業補助金交付申請について、審査選定を行ったので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

記

- 1 選定の結果、浸水防除施設設置の補助金交付対象とする。

対象設備	<input type="checkbox"/> 雨水タンク <input type="checkbox"/> 止水板
交付決定額	<input type="checkbox"/> 雨水タンク _____ 円
	<input type="checkbox"/> 止水板 _____ 円

- 2 工事完了の期限 令和 年 月 日

- 3 交付条件

- (1) 補助事業者は、福井市上下水道事業管理者が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときにはこれに応じること。
- (2) 補助事業者は、福井市上下水道事業管理者が第18条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (3) 補助事業者は、福井市上下水道事業管理者が第19条の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、福井市上下水道事業管理者が指定する期日までに返還すること。
- (4) 補助事業者は、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。
- (5) 補助事業者は、補助事業終了後、市が行う対象設備の使用状況についての調査等に協力すること。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け下管路第 号で補助金の交付決定を受けた
上記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、福井市浸水
防除施設設置費補助金交付要綱第10条に基づき申請します。

記

1 変更内容	
2 工事着工予定日 (変更後)	令和 年 月 日
3 補助事業完了予定日 (変更後)	令和 年 月 日
4 交付申請額 (変更後)	_____円

様式第4号（第10条関係）

下管路第 号
令和 年 月 日

様

福井市上下水道事業管理者 

福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記事業の計画変更については、下記のとおりこれを承認するので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1 変更の内容

2 条件

様式第5号（第11条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名
電話番号

手続代行者 住所
会社名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認申請書

福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり事業中止の承認を申請します。

・中止理由（下記の□に該当するものに記入してください）

- 資金不足のため
- 施設設備価格が高いため
- 費用対効果が期待できないため
- 設置後の維持管理が困難なため
- 施設設置場所が確保できないため
- 事業完了日に大きな遅延が発生するため
- 構造上設置が困難なため
- その他（ ）

・中止理由を具体的に記入してください

様式第6号（第11条関係）

下管路第 号
令和 年 月 日

様

福井市上下水道事業管理者 

福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記事業の中止については、申請のとおりこれを承認するので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け下管路第 号で補助金の交付決定を受けた上記事業が完了したので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1.工事着工日	令和 年 月 日	
2.補助事業完了日	令和 年 月 日	
3.交付決定額	円	
4.設置設備名	設 備 詳 細	
□ 雨水タンク	<input type="checkbox"/>	100ℓ以上～500ℓ未満
	<input type="checkbox"/>	500ℓ以上～1,000ℓ未満
	<input type="checkbox"/>	1,000ℓ以上～
□ 止水板	<input type="checkbox"/>	金属製
	<input type="checkbox"/>	樹脂製
	<input type="checkbox"/>	その他
5. 完了写真の二次利用について	<input type="checkbox"/> 浸水対策や補助金PR等の為、市ホームページや広報誌等で、設置完了写真の使用を了承します。 (※了承いただける方はチェック願います。)	

様式第8号（第13条関係）

下管路第 号
令和 年 月 日

様

福井市上下水道事業管理者 印

福井市浸水防除施設設置費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで完了報告のあった上記補助金の交付については、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付額が確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 確定額 金 _____ 円

様式第9号（第14条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

福井市浸水防除施設設置費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け下管路第 号で額の確定がありました上記補助金の支払いを受けたいので、福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 _____ 円

福井市からの支払いは口座振込により受領したいので、下記口座へ振込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 本所 支所 出張所
口座の種類	1. 普通 2. 当座 (指定の番号を○で囲んでください。)	
口座番号		
口座名義 (カタカナで記入)		

様式第10号（第17条関係）

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住 所

氏 名

電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください

財産処分承認申請書

福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

[]

2 処分の時期

令和 年 月 日 から
(令和 年 月 日 まで)

3 処分の理由

[]

4 処分の条件

(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

[]